

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会情報公開規程施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青梅市社会福祉協議会情報公開規程（以下「規程」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(公開の請求)

第2条 規程第5号の規定による請求書の提出は、文章公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(公開請求に対する決定の通知等)

第3条 規程第6条の規定により決定をした場合の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 規程第6条第1項の規定により文章うい公開する決定をした場合文章公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 規程第6条第1項及び第9条の規定により文章の一部を除いて公開する旨の決定をした場合 文章部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 規程第6条第1項の規定により公開請求を認めない決定（文章が存在しない場合を除く。）をした場合（文章非公開決定通知書）(様式第4号)
- (4) 規定第6条第1項の規定により文章が存在しない場合において公開請求を認めない決定をした場合 文章不存在通知書（様式第5号）

(文章の公開の実施等)

第4条 電子計算機その他にこれに類するものの記録媒体に記録された文章の公開は、当該文章の公開は、当該文章を紙類に出力したものをもって行う。ただし、会長が必要と認めるときは、その限りではない。

- 2 文章の公開を行う場合において、当該文章の写しを交付するときの交付部数は文章1件につき1部とする。
- 3 会長は、文章の公開を受けるものが当該文章を破損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、当該文章の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止を命じることができる。

(費用)

第5条 会長は、多量な文章公開請求その他費用を請求者に負担させることが必要と認めるときは、会長が定める実費相当額を当該請求者に負担させることができる。

- 2 規定第10条第2項に規定する文章の写しの作成に要する費用は、実費相当額とし、当該写しの送付に要する費用は、当該写しの送付にかかる郵便料金の相当する額とする。
- 3 前2項の費用は、前納とする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

様式第2号(第3条関係)

文章公開決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会

会 長 印

年 月 日付で受付した文章の公開の請求に対して、次のとおり公開することに決定しましたので、通知します。

文章の件名		
公開の方法	閲覧 視聴 写しの交付	
文章公開の日時及び 場 所	日 時	
	場 所	
担 当		

- 1 来庁の際には、この通知書を持参し、係員に提示ください。
- 2 上記の日時に来庁できない場合は、事前に電話等で担当まで連絡してください。

様式第1号（第2条関係）

文章公開請求書

年 月 日

青梅市社会福祉協議会会長 様

請求者 住所
氏名
電話番号

法人その他の団体にあつては、事務所又は
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

青梅市社会福祉協議会情報公開規程第5条の規程にもとづき、次とおり請求します。

文章の件名又は内容	
公開の方法	文章の閲覧 文章の視聴 写しの交付 (郵送希望)
請求理由	
受付処理	

印のある欄には、該当する 印内に レ を記入してください。

様式第4号（第3条関係）

文 章 非 公 開 決 定 通 知 書

年 月 日

様

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付で受付した文章の公開の請求に対して、次のとおり公開請求を認めないことと決定しましたので（文章が不在時の場合を除く。）通知します。

文 章 の 件 名	
公開請求を認めない理由 （非公開決定理由）	青梅市社会福祉協議会情報公開規程第8条第 号に該当 （理由）
担 当	

様式第3号（第3条関係）

文章部分公開決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会
会長 印

年 月 日付で受付した文章の公開の請求に対して、次のとおり文章の一部を公開することに決定しましたので、通知します。

文章の件名		
部分公開とする理由		
公開の方法	閲覧 視聴 写しの交付	
文章公開の日時および 場 所	日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後
	場 所	
担 当		

- 1 来庁の際には、この通知書を持参し、係員に提示ください。
- 2 上記の日時に来庁できない場合は、事前に電話等で担当まで連絡してください。

様式第5号(第3条関係)

文 書 不 存 在 通 知 書

年 月 日

様

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会
会長 印

年 月 日付で受付した文章の公開の請求に対して、当該文章が不
存在のため、公開請求を認めないことと決定しましたので、通知します。

文 章 の 件 名	
公開請求を認めない理由 (文章不存在理由)	(理由)
担 当	